

令和8年度大阪市立幼稚園歯みがき指導業務仕様書

1 目的

幼児期から歯の健康に対する関心をもたせ、正しい歯ブラシの使用法や乳歯と、まもなく生えてくる永久歯の大切さをわかりやすく理解させ、日常生活の基本的習慣態度の一つである歯口清掃が育成されるようつとめ、幼児の望ましい成長に資することを目的とし、歯科衛生士による「歯みがき指導」をおこなう。

2 契約期間

令和8年4月1日～令和8年12月31日

3 派遣対象者

歯科衛生士

4 実施園

大阪市立幼稚園 26園（別紙1）

※最大で26園とし、幼稚園の都合により26園以下となる場合もある。

5 実施対象

実施園園児及びその保護者（参加人数の過去実績は別紙1参照）

6 実施方法

集団指導、講話及び質疑応答

7 実施場所

各市立幼稚園

8 実施回数

1園あたり1回実施

9 実施内容及び所要時間

（1）日程調整

実施日時については、6月の「歯と口の健康週間」及びその前後を基本とするが、受注者が当該幼稚園へ意向を聞き、協議のうえで決定すること。

(2) 園児への指導

◇歯についての衛生講話及び歯ブラシの使い方 …… 40分程度

〔 幼児向きに分かりやすく、紙芝居などの媒体を使用して虫歯予防の大切さや歯の磨き方を講話・指導 〕

(3) 保護者教室

◇歯・口についての衛生講話 …… 40分～60分

〔 子どもの虫歯予防や大人の歯の健康など歯に対する知識を深めるとともに、幼児の歯磨き指導方法を習得及び質疑回答 〕

(4) 実施報告

実施完了後、幼稚園ごとの市立幼稚園歯みがき指導業務実施報告書（別紙2）を発注者へ提出すること。

1.0 実施園での準備物品

歯ブラシ（参加者）および、打合せのうえ実施上必要な物品

1.1 費用負担及び準備物

紙芝居等の媒体、機材・衛生関係消耗品等及び搬入・運搬等の経費は、受注者の負担とする。

1.2 再委託について

1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（1）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（2）歯科衛生士による歯みがき指導

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務において

は、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

1 3 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、「別紙3」にて本市に報告書を提出すること。

1 4 その他

- (1) 受注者は、幼児期における健康教育に精通している歯科衛生士を従事させること。
- (2) 歯みがき指導実施については、保護者教室実施の有無も含め実施内容について、当該幼稚園と協議のうえ、決定すること。
- (3) この仕様書に疑義がある場合は、見積書提出までに下記主管課に確認すること。
契約後に疑義が生じた場合には全て本市の解釈とする。

1 5 主管課

こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼稚園運営企画グループ
(担当：窪田 06-6208-8165)

令和8年度歯みがき指導実施園一覧

(別紙1)

※下記51園のうち26園が、令和8年度歯みがき指導の実施対象園となる。

No	園番号	園名	郵便番号	住所	電話番号
1	1	大阪市立菅南幼稚園	530-0046	北区菅原町11-2	6361-6005
2	2	大阪市立滝川幼稚園	530-0043	北区天満1-24-15	6351-4565
3	4	大阪市立中淀幼稚園	531-0076	北区大淀中4-10-21	6458-9300
4	5	大阪市立桜宮幼稚園	534-0024	都島区東野田町1-2-5	6351-0190
5	6	大阪市立西野田幼稚園	553-0006	福島区吉野3-17-5	6461-1421
6	7	大阪市立貴江田幼稚園	553-0002	福島区鶯洲5-6-18	6451-6898
7	8	大阪市立海老江西幼稚園	553-0001	福島区海老江8-1-28	6451-1504
8	9	大阪市立伝法幼稚園	554-0002	此花区伝法4-4-35	6461-0480
9	10	大阪市立愛珠幼稚園	541-0042	中央区今橋3-1-11	6231-0481
10	11	大阪市立銅座幼稚園	540-0013	中央区内久宝寺町1-1-4	6762-1172
11	12	大阪市立玉造幼稚園	540-0004	中央区玉造1-9-10	6761-6120
12	13	大阪市立中大江幼稚園	540-0024	中央区南新町2-4-8	6941-5903
13	14	大阪市立桃園幼稚園	542-0012	中央区谷町6-5-34	6761-4908
14	15	大阪市立南幼稚園	542-0081	中央区南船場3-2-19	6251-2907
15	16	大阪市立九条幼稚園	550-0027	西区九条2-19-18	6581-6185
16	17	大阪市立鞠幼稚園	550-0004	西区鞠本町1-19-13	6441-0644
17	18	大阪市立日吉幼稚園	550-0015	西区南堀江4-8-24	6531-1409
18	21	大阪市立三先幼稚園	552-0016	港区三先1-6-37	6572-7089
19	22	大阪市立三軒家西幼稚園	551-0001	大正区三軒家西1-23-23	6551-1749
20	24	大阪市立五条幼稚園	543-0037	天王寺区上之宮町4-4	6771-1820
21	25	大阪市立真田山幼稚園	543-0016	天王寺区餽差町6-13	6761-3004
22	26	大阪市立味原幼稚園	543-0023	天王寺区味原町5-18	6762-0503
23	27	大阪市立大江幼稚園	543-0051	天王寺区四天王寺1-11-108	6771-4988
24	28	大阪市立生魂幼稚園	543-0071	天王寺区生玉町7-4	6771-9988
25	29	大阪市立日東幼稚園	556-0006	浪速区日本橋東3-2-9	6641-0214
26	30	大阪市立立葉幼稚園	556-0022	浪速区日本橋川4-8-21	6561-7397
27	32	大阪市立姫島幼稚園	555-0033	西淀川区姫島1-13-7	6471-1010
28	33	大阪市立野里幼稚園	555-0021	西淀川区歌島2-5-25	6471-1360
29	34	大阪市立大和田幼稚園	555-0032	西淀川区大和田4-3-35	6471-4203
30	35	大阪市立西中島幼稚園	532-0011	淀川区西中島7-14-41	6301-4772
31	36	大阪市立田川幼稚園	532-0027	淀川区田川2-2-26	6301-1809
32	37	大阪市立新高幼稚園	532-003	淀川区新高1-15-67	6391-0404
33	38	大阪市立今里幼稚園	537-0012	東成区今里1-37-7	6971-8317
34	40	大阪市立東小橋幼稚園	537-0024	東成区東小橋2-6-2	6971-8342
35	41	大阪市立北中道幼稚園	537-0025	東成区中道2-2-19	6972-1956
36	42	大阪市立東中本幼稚園	537-0021	東成区東中本2-9-3	6976-4466
37	43	大阪市立鶴橋幼稚園	544-0034	生野区桃谷2-20-14	6731-6401
38	44	大阪市立旭東幼稚園	535-0022	旭区新森7-5-5	6953-3802
39	45	大阪市立鰐江幼稚園	536-0004	城東区今福西3-7-17	6931-2970
40	46	大阪市立城東幼稚園	536-0013	城東区鷺野東3-13-6	6961-4664
41	47	大阪市立榎本幼稚園	538-0041	鶴見区今津北1-5-35	6961-0751
42	48	大阪市立常盤幼稚園	545-0053	阿倍野区松崎町3-11-35	6621-4413
43	49	大阪市立粉浜幼稚園	559-0001	住之江区粉浜1-21-11	6671-4414
44	50	大阪市立住吉幼稚園	558-0052	住吉区帝塚山西4-2-37	6671-4459
45	51	大阪市立墨江幼稚園	558-0043	住吉区墨江2-3-17	6671-6516
46	52	大阪市立長吉幼稚園	547-0016	平野区長吉長原1-10-3	6709-1000
47	54	大阪市立長吉第二幼稚園	547-0013	平野区長吉長原東3-12-47	6709-8781
48	55	大阪市立瓜破北幼稚園	547-0024	平野区瓜破1-9-12	6708-3027
49	57	大阪市立加美北幼稚園	547-0001	平野区加美北4-1-14	6793-1763
50	58	大阪市立玉出幼稚園	557-0044	西成区玉出中2-13-29	6661-4446
51	59	大阪市立天下茶屋幼稚園	557-0012	西成区聖天下1-10-34	6661-5641

(参考) 令和6、7年度実施状況

年度	実施園数	参加園児数	参加保護者数
R6	40	1,668	577
R7	17	803	165

※R7年度は見込みを含む。

市立幼稚園歯みがき指導業務実施報告書

令和 年 月 日

こども青少年局長 様

事業者名

受注者

代表者名

次のとおり市立幼稚園歯みがき指導業務を実施しましたので報告いたします。

幼稚園名	大阪市立				幼稚園								
実施日時	令和 年 月 日	()午	前後	時 分	～	午	前後	時 分					
実施歯科衛生士名													
参加園児数				参加保護者数	※								
実施内容	園児への指導												
	保護者教室	※											

※保護者教室を実施した園のみ記入

令和 年 月 日

市立幼稚園歯みがき指導業務の完了を確認しました。

幼稚園名

園長名

【別紙3】

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名		
担当者名		
連絡先		

2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)